

目的税（入湯税）の使途について

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、課税するものとされておりす。

本町においては、地方税法に基づく西川町町税条例の規定により、鉱泉浴場における入湯に対し、一人一日150円（宿泊を伴わない場合は75円）を課税しており、令和6年度決算における収入済額は、1,062万円となっております。

一方、入湯税を充当すべき事業としては、地方税法で定められており、本町では令和6年度決算における充当対象事業として、観光振興事業（1,829万円）に対し充当しております。

本町の令和6年度一般会計決算における上記経費の充当状況は、次のとおりです。

（単位：千円）

令和6年度入湯税	予算額	収入済額
	9,281	10,616

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	うち入湯税
		国（県）支出金	町債	その他		
観光の振興 観光振興に要する経費	71,360	30,123		25,717	15,520	9,009
【デジ田】新しい観光コンテンツ創出によるサステイナブル観光事業	61,110	30,462		28,100	2,548	1,479
【デジ田】AIコンテンツ制作を通じた地域課題解決型人材の確保事業	22,440	11,220		11,000	220	128
合計	154,910	71,805		64,817	18,288	10,616